臨時休校の扱いについて

自然災害等に伴う緊急の事態が生じた場合，生徒の登下校における生命の安全を第一に考え臨時休校等，以下の処置をとることがある。

1. 授業日に気象警報が発令されたとき

・岡山市に下記の警報（ア～カ）が

ア．大雨（レベル３以上）	イ．土砂災害（レベル３以上）
ウ．氾濫（レベル３以上）	エ．暴風　オ．大雪　カ．暴風雪

① 午前６時の時点で発令されているときは自宅待機とし，登校時刻（８時45分）までそのまま解除されなければ臨時休校とする。登校中での発令で帰宅が困難な場合は登校して学校での一時待機も可能とする。生命の安全を第一に考えて行動すること。

② 登校時刻の８時45分までに警報が解除になった場合は，登校はしないで自宅でオンラインでの対応を行う。

・岡山市に警報が発令されていない場合でも，居住地域に上記の警報（ア～カ）や高潮警報(レベル３以上)が発令されているときは危険のない範囲で登校し，危険を伴うと判断した場合には登校の必要はない（公欠扱い)。

2. 定期考査日(中間･期末･学年末考査日)に気象警報が発令されたとき

・岡山地域（岡山市・玉野市・瀬戸内市・吉備中央町）倉敷地域（倉敷市・総社市・早島町）東備地域（備前市・赤磐市・和気町）のいずれかに，上記の警報（ア～カ）が午前６時の時点で発令されているとき，あるいは登校時刻（8時45分）までに発令されたときは臨時休校とする。登校中での発令で帰宅が困難な場合は，登校して学校での一時待機も可能とする。

・この場合，当日の試験は試験最終日の翌日以降に実施する。

3. 通学圏の JR ダイヤが混乱したとき

・岡山駅発着の JR が諸事情により午前７時の時点で全面ストップしているときは臨時休校とする。

・岡山駅発着の JR 各線のうち，一部のみダイヤが混乱・運行停止のときは臨時休校としない。登下校が困難である場合は学校に連絡すること（公欠扱い)。

4. その他

・万一，大規模地震が県下（県南）に発生し，学園の建造物が著しく破損したとき，または登下校の状態が危険なときは臨時休校とする。

・万一，学校感染症が生徒間に多数蔓延し，授業が不可能と判断したときは臨時休校，または学級閉鎖の処置をとる場合がある。(P.43参照)
この場合，可能な範囲でオンラインでの対応を行う。

注１．警報発令時の対応について不明な点は本校ホームページでご確認ください。

注２．オンラインでの対応とは，Chromebook やスマートフォンなどの端末を用いて，朝礼，終礼，授業（Google Meet，動画，課題）の配信を行うことです。ただし，教員の出勤が困難な場合には，可能な範囲での対応となります。